

安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第 204 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グラントール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

## 第 204 回 第 1 部

2023 年 6 月 12 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

### 【議題】

市立岸和田市民病院

「多血小板血漿 (Platelet-rich plasma:PRP) を用いた変形性関節症治療」審査

## 第1 審議対象及び審議出席者

### 1 日時場所

日 時：2023 年 5 月 30 日（火曜日）第 1 部 18：30～19：00

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

### 2 出席者

出席者：寺尾委員（再生医療）、辻委員（再生医療）、角田委員（細胞培養加工）、  
井上委員（法律）、山下委員（生物統計）、中村委員（一般）

申請者：管理者 横見瀬 裕保

申請施設からの参加者：整形外科部長 松下 哲尚  
(Zoom にて参加) 整形外科医長 森竹 章公  
事務局 伊藤 昭欣

陪席者：(事務局) 坂口 雄治、白井 由美子

### 3 技術専門員 寺尾 友宏 先生

### 4 配付資料

資料受領日時 2023 年 5 月 9 日

- 再生医療等提供計画書（様式第 1）  
「審査項目：多血小板血漿 (Platelet-rich plasma:PRP) を用いた変形性関節症治療」
- 再生医療等提供基準チェックリスト

(事前配布資料)

- 再生医療等提供計画書（様式第 1）
- 再生医療等の内容を出来る限り平易な表現を用いて記載したもの
- 提供施設内承認通知書類

- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 略歴及び実績
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 個人情報取扱実施管理規定
- ・ 国内外の実施状況
- ・ 研究を記載した書類
- ・ 費用に関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・ 特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト
- ・ 再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・ 技術専門員による評価書

## 第2 審議進行の確認

### 1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
  - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
  - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
  - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- ニ. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

- 今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。
- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
  - 3 井上委員が進行をすることとした。
  - 4 技術専門員からの評価書および申請者からの回答書を委員全員で確認した。

### 第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

寺尾	実施医師には複数名記載されていますが、主に治療を行うのは松下先生と森竹先生ですか
松下	はい、そうです
寺尾	PRPの加工の経験はありますか
松下	加工は、臨床検査技師にお願いします
寺尾	APSとGPSIIIの両方を扱った経験はありますか
松下	私はありませんが、両方取り扱っている施設にいた医師がいますので、詳細を聞きながらやっと思っています
寺尾	細かいところはいろいろありますので、実際扱っていくなかで、経験を積んでいただければよいと思います。どちらも痛みが出やすい治療法なので、患者さんによくよくお伝えいただき、患者さんがびっくりしないようにしっかりと伝えてください
松下	はい、ありがとうございます
角田	除外基準に“薬剤過敏症の既往歴を有する者”とありますが、薬剤過敏症の既往歴がある患者すべてを排除しますか
松下	薬剤過敏症については、一般的な整形外来で使う局所麻酔薬や消毒、アルコールへのアレルギーを重点的に拾っと思っています。すべてのアレルギーというわけではありません
角田	限定した方がいいと思います。例えば、関節に打ち込んだ時にアナフィラキシーが起きてショック状態になった場合、すべての過敏症を除外しているはずなのに、なぜ除外しなかったのかという疑義が出ます。薬剤を限定しておいた方が後々のためにいいと思います。
松下	はい、そのように修正します
井上	重大な過敏症について除外するという修正でいいですか
角田	整形外科領域で今回の治療において使う薬剤に限って既往症を有する人ということですか
井上	このPRPの治療を受けた時に、予想される過敏症の方を除外するということですか
角田	すべての過敏症としてしまうと、万が一何か起きた時に、このプロトコルを守ってないということになってしまいますので、使用する薬剤に限定した方がいいと思います。そういう形で直されるということでもいいですか

松下	はい、修正します
井上	除外基準に書いてしまった以上、通常許されるような過敏症であっても既往歴があると除外事由になりますので、施術できないということになります。その点を考えて変更してください
山下	問い合わせ先の電話番号へは、24時間つながりますか
松下	当院は、救急指定病院ですので、必ず外科系の医師も常駐しています。また、院内でPRP治療の件も周知していますので、24時間対応可能です

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。合議では、井上委員が審議中に委員が意見・指摘した事項をまとめ、井上委員はあらためてそれらを他の委員に確認した。

合議後、井上委員より、その結果を施設に伝えた。

委員会として、以下の補正・追記を指示した。

- 除外基準の薬剤過敏症については、整形外科領域の薬剤に限定するように修正する。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

## 第4 判定

井上委員より、医療機関が上記事項を補正・追記することを前提に本提供計画を承認するという判定でよいか委員に再度確認し、委員全員が承諾した。井上委員が指名する委員2名が補正された資料をメールにて確認することとする。

### 1. 各委員の意見

- (1)承認 6名
- (2)否認 0名

### 2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上

## 第5 補正資料の確認

6月9日 : 医療機関よりメールにて補正資料提出

同日 : 事務局より角田委員、寺尾委員へ補正資料をメールにて送信、  
内容確認を依頼

同日 : 両委員より資料が最終的に正しく補正されたことを確認したと事務局へ  
メールにて返信